平成２３年（フ）第１００号
岐阜市春日町２丁目27番地２
債務者　中田　重夫
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤　　良寛
4　破産債権の届出期間　平成23年４月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月14日午前11時40分
6　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１０１号
岐阜市春日町２丁目27番地２
債務者　中田三代子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤　　良寛
4　破産債権の届出期間　平成23年４月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月14日午前11時40分
6　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２６３号
神戸市兵庫区荒田町３丁目61番６号
債務者　羽生　俊男
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　創史
4　破産債権の届出期間　平成23年４月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月26日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５２号
広島市南区東雲本町２丁目６番９号
債務者　安森　博幸
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長井紳一郎
4　破産債権の届出期間　平成23年４月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月15日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９４号
京都市左京区岩倉幡枝町247番地２　アライブキノⅡ202号室
債務者　藤原　健真
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月30日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第１０３号
埼玉県入間市宮寺2756番地18　サニーコート21―105
債務者　滝島　　信
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　庸久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月25日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１７５号
兵庫県尼崎市蓬川町８番地飛鳥グランドパレス307号
債務者　尾代真由美
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中谷　文恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１１号
香川県観音寺市観音寺町4055番地１
債務者　加藤　一雄
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　籠池　信宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月12日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２３年（フ）第３４号
静岡県駿東郡清水町八幡71番地の１　ヴァンヴェール71番館1201
債務者　廣瀬　文孝
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本多　裕子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月13日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２９６号
大阪市城東区永田２丁目２番23号　中村文化23号
債務者　野村盛一郎
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芦田　如子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月26日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６６１号
広島市安芸区矢野東６丁目33番29号
債務者　桝田　邦明
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　楾　　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９５号
広島市西区大芝２丁目７番30―401号
債務者　高森梢こと　玉　　梢
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三崎　和也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月15日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６０号
徳島県徳島市春日２丁目１―23　スカール春日605号、住民票上の住所愛媛県松山市北斎院町683番地１
債務者　烏谷　英成
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古田　真久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３８２号
北海道釧路郡釧路町睦３丁目３番地３　オノコーポラス睦203号室
債務者　鹿又　輝夫
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　拓人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第５４号
三重県度会郡大紀町大内山73番地
債務者　大西養豚場こと　大西　幸生
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月10日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第７７号
滋賀県甲賀市水口町本町２丁目３番35号
債務者　中村　昌子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津田　理史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
大津地方裁判所民事部